

運用指針

第2条①-ロ

現場特有の状況に対応するための創意工夫

内部照明式標識板の表面材の見直し

（首都圏中央連絡自動車道 ツルガシマ 鶴ヶ島JCT～川島IC カジマ）

ツルガシマ
鶴ヶ島JCTの案内標識の当初計画

- ・圏央道の延伸に伴い、数年で標識の地名が変更になる。
- ・表面材（繊維シート）の張替えにより表示内容を変更



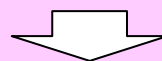
延伸に伴う表示内容の変更例

通常の表面材の張替えで計画

- ・高速道路の内照式標識は、通常は耐候性や防汚性の観点から、表面材はフッ素処理材料を使用している

経営努力による変更

- ・数年で張り替えるため、通常の表面材ほどの耐候性は必要ないと考え、要求性能を下げ、より安価な表面材について検討



- ・数年程度の耐候性及び品質を確保している材料を確認した結果、フッ素処理しない材料を確認



フッ素処理しない表面材を使用することによる材料費の縮減

※ただし、施工対象箇所はJCT部で延伸事業の完了時期が確実視された箇所に限る

首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島JCT^{ツルガシマ}～川島IC^{カワシマ}間位置図



首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島JCT^{ツルガシマ}～川島IC^{カワシマ}間の路線概要

- ・圏央道は、都心から半径およそ40～60kmの位置を環状に結ぶ全長約300kmの自動車専用道路。
- ・圏央道 鶴ヶ島JCT^{ツルガシマ}～川島IC^{カワシマ}間(延長約8km)は、平成20年3月29日に開通し、関越道と一般国道254号までの区間を接続。

首都圏中央連絡自動車道の延伸状況



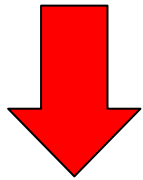
延伸に伴う案内標識の標示内容の変更方法

- ・首都圏中央連絡自動車道の延伸に伴い鶴ヶ島JCTの案内標識の遠方目的地を変更する必要がある。

延伸に伴う標示内容の変更例



当初の標示内容



平成21年度
桶川北本JCTまで延伸(1年後)時の標示
「川島」⇒「桶川」に変更

繊維シート撤去後写真



繊維シート貼付状況



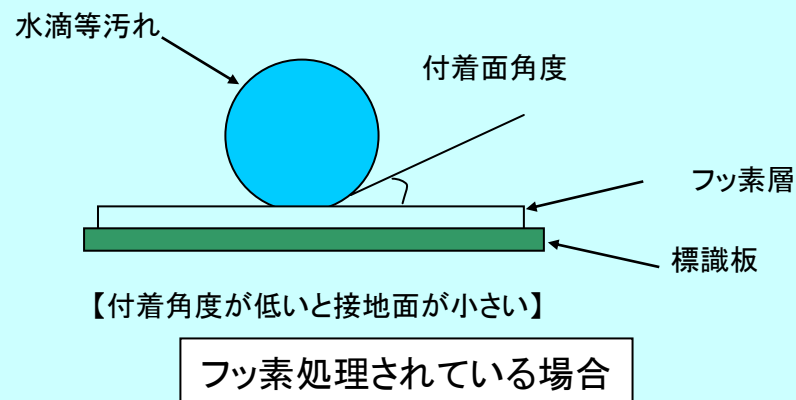
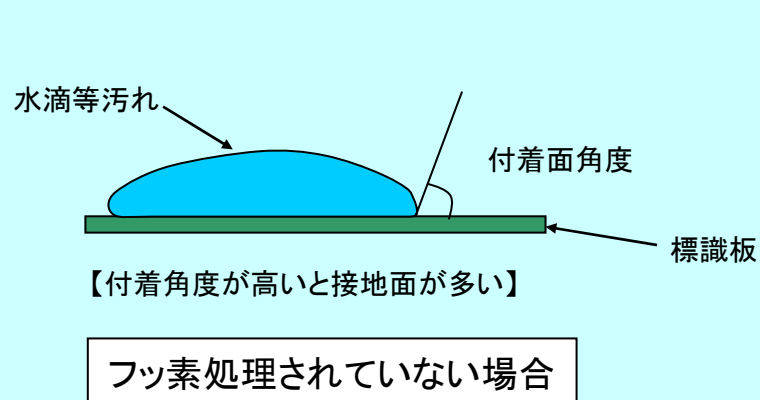
内部照明式案内標識の表面材シートの当初計画①

- ・張り替える表面材シートについては、標準でフッ素処理がされている。



フッ素処理されていると汚れが着きにくくなる

汚れのつきにくい概念イメージ



内部照明式案内標識の表面材シートはフッ素処理したもので計画

表面材シートの材質について検討②

表面材としての品質の確保

①繊維シートの材質

項目	規格	備考	今回使用材料	判定
破断強度	25.5KN/m以上	JIS L 1096「一般織物試験法」 引張強さ試験A法(ストリップ法)	25.5KN/m以上	OK
引裂き強度	245N以上	JIS L 1096「一般織物試験法」 引裂き強さ試験C法(トラペゾイド法)	245N以上	OK
継ぎ目強度	15.7KN/m以上	JIS L 1096「一般織物試験法」 引張強さ試験A法(ストリップ法)	15.7KN/m以上	OK

②強度

風速50m/sの風圧に耐える強度が必要

③明るさ

表面白色部分で、照度1,000ルクス以上でなければならない



内部照明式標識の表面材の材質規格を満足している

フッ素処理された表面材は概ね10年程度の耐候性を持っているが、本件においては数年で張り替えるため、通常の表面材ほどの耐候性は必要ないと考え、要求性能を下げ、より安価な表面材を幅広い調査により発見



内部照明式標識板の表面材の材質を見直しすることによる材料費の縮減

経営努力要件適合性の認定について

内部照明式標識板の表面材の材質を見直すことは、**適正な品質を確保しつつ、現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

《申請された会社の経営努力》

内部照明式標識板の表面材の材質を見直すことによる材料費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限り。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫